整理番号 建設-条不-22

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	建設局総務部管理課 (06-6615-6678)
処分担当名	当該都市公園・有料施設を所管する公園事務所または総務部管理課 ・鶴見緑地公園事務所 ・真田山公園事務所 ・大阪城公園事務所 ・八幡屋公園事務所 ・長居公園事務所 ・扇町公園事務所 ・扇町公園事務所
処分の名称	大阪市公園条例に関する監督処分
概要	都市公園の管理を適正にして、都市公園の保全及び公衆の都市公園の利用を確保するためには、都市 公園の管理の障害となる事実が生じた場合及び公益上やむをえない必要が生じた場合に、障害を除去す るための有効適切な処分あるいは措置を講じることが必要であるため、公園管理者には監督処分を行う 権限が与えられています。
根拠法令等 及び条項	大阪市公園条例第10条
処分基準	監督処分の権限は、きわめて広範囲に及ぶので、処分の基準を設定するのは、性質上困難であるが、公園管理者はこの権限を行使するに当たっては、違反の程度、故意又は過失の程度、公園管理者の受けた損失の程度等を勘案して、都市公園を保全し、公衆の都市公園の利用を確保するために必要な限度を超えない範囲で処分あるいは措置を行うものとしています。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000021522.html
備考(参考)	大阪市公園条例 (一部) (監督処分) 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によつてした許可(第4条第6項又は第7項の規定により読み替えられた同条第1項及び第3項の許可並びに第9条の2の許可を除く。以下この条において同じ。)を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止若しくは原状回復を命ずることができる。 (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者 (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者 (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対して、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。 (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合 (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合 (3) 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合